

平成28年7月1日 開会

平成28年7月1日 閉会

# **鳥栖・三養基西部環境施設組合議会 臨時会会議録**

鳥栖・三養基西部環境施設組合議会事務局

平成28年7月臨時会会期日程

日次	月日	摘要
第1日	7月1日(金)	<p>開会</p> <p>副議長の選挙</p> <p>会期決定</p> <p>7月1日(1日間)</p> <p>会議録署名議員の指名</p> <p>提案理由の説明</p> <p>議案審議</p> <p>議案第5号〔議案内容説明、質疑、討論、採決〕</p> <p>議案第6号〔議案内容説明、質疑、討論、採決〕</p> <p>議案第7号〔議案内容説明、質疑、討論、採決〕</p> <p>閉会</p>

7月臨時会付議事件

1 管理者提出議案

[平成28年7月1日提出]

- 議案第5号 神崎市と鳥栖・三養基西部環境施設組合との間における次期ごみ処理施設の建設に関する事務の委託に関する規約に係る協議について [可決]
- 議案第6号 吉野ヶ里町と鳥栖・三養基西部環境施設組合との間における次期ごみ処理施設の建設に関する事務の委託に関する規約に係る協議について [可決]
- 議案第7号 平成28年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計補正予算(第1号) [可決]

2 選挙

副議長の選挙

[平成28年7月1日選挙]

平成28年7月1日

議場：鳥栖・三養基西部環境施設組合 溶融資源化センター2階会議室

1 出席議員氏名

議 長	中 村 直 人		
藤 田 昌 隆	柴 藤 泰 輔	久 保 山 博 幸	久 保 山 日 出 男
飛 松 妙 子	松 信 彰 文	田 中 俊 彦	中 尾 純 子
大 石 安 弘	原 田 希		

2 欠席議員氏名

碓 勝 征

3 地方自治法第 121 条による説明員氏名

管 理 者	末 安 伸 之	総 務 課 参 事	姉 川 三 根 男
副 管 理 者	橋 本 康 志	総 務 課 長 補 佐 兼 総 務 係 長	江 崎 由 起 子
副 管 理 者	武 廣 勇 平	総 務 課 長 補 佐 兼 管 理 係 長	平 野 健 一
事 務 局 長	井 上 弘 孝	建 設 対 策 室 課 長 補 佐 兼 事 業 係 長	並 川 勇
建 設 対 策 室 長	高 尾 浩 伸	建 設 対 策 室 事 業 係 主 査	赤 司 隆 則

4 議会事務局職員氏名

事 務 局 長	井 上 弘 孝
総 務 課 参 事	姉 川 三 根 男
総 務 課 長 補 佐 兼 総 務 係 長	江 崎 由 起 子

5 議事日程

- 日程第 1 副議長の選挙
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 提案理由の説明
- 日程第 5 議案第 5 号 神崎市と鳥栖・三養基西部環境施設組合との間における次期ごみ処理施設の建設に関する事務の委託に関する規約に係る協議について  
(質疑、討論、採決)
- 日程第 6 議案第 6 号 吉野ヶ里町と鳥栖・三養基西部環境施設組合との間における次期ごみ処理施設の建設に関する事務の委託に関する規約に係る協議について  
(質疑、討論、採決)
- 日程第 7 議案第 7 号 平成 28 年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計補正予算(第 1 号)  
(質疑、討論、採決)

## 開会

午前10時

## 開議

### 中村直人議長

みなさん、おはようございます。

本日、鳥栖・三養基西部環境施設組合告示第5号におきまして、本組合議会の臨時会が招集されました。

ただいま出席議員数は11名、定足数に達しておりますので、本日の会議は、成立いたしました。

議事に入ります前に、新しく組合議員になられた方のご紹介をさせていただきます。

みやき町議会議長の松信彰文議員です。松信議員に対しては心からお祝い申し上げます。

それでは、ただ今紹介いたしました松信議員からごあいさつをお受けしたいと思います。松信議員をお願いします。

### 松信彰文議員

みやき町議会議長を2月29日に拝命しました松信彰文です。よろしくお願ひ申し上げます。

### 中村直人議長

ありがとうございました。以上を持ちまして紹介を終わります。

それでは、早速でございますが、本日の会議を開きます。



## 日程第1 副議長の選挙

### 中村直人議長

日程第1 副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって選挙の方法は、指名推選によるものと決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって議長が指名することに決定しました。

今まで当組合の副議長は、組合発足時より地元の議長が務められておりますので、この度みやき町

議会議長に就任されました松信彰文議員を指名します。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました松信彰文議員を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって松信彰文議員を副議長の当選人と定めます。

副議長に当選されました松信議員が議場におられますので、副議長に当選されましたことを告知いたします。

それでは就任の承諾及びごあいさつをお願いいたします。

### **松信彰文議員**

皆様方のご指導ご鞭撻をいただきながら職務を全うしてまいりたいと思っております。よろしくお願いたします。



## **日程第 2 会期決定**

### **中村直人議長**

日程第 2、会期決定を議題といたします。

会期は、本日 1 日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日 1 日間と決しました。



## **日程第 3 会議録署名議員の指名**

### **中村直人議長**

日程第 3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 94 条の規定により、議長において藤田昌隆議員、大石安弘議員を指名します。



## **日程第 4 提案理由の説明**

## 中村直人議長

日程第4、提案理由の説明を求めます。末安管理者。

### 末安伸之管理者

皆様、おはようございます。

本日はお忙しい中にご出席をいただきまして先ず厚くお礼申し上げます。議員各位におかれましては、日ごろから環境施設組合の運営につきましてご支援ご協力を賜りましてこの場を借りまして厚く御礼申し上げます。

さて、本日は、ここに7月組合議会臨時会を招集いたしまして、神崎市、吉野ヶ里町との次期ごみ処理施設の建設に関する事務の委託に関する規約に係る協議及び関連する補正予算についてご審議をお願いすることといたしました。今年2月の全員協議会でご説明いたしましたとおり、現在の枠組みに神崎市、吉野ヶ里町を加えた2市3町での、「佐賀県東部ブロックごみ処理施設建設協議会」を立上げ、施設の概要、建設に向けたスケジュール、費用負担等、次期施設建設に向けた協議を鋭意進めているところでございます。現在までの協議結果の詳細につきましては、後程事務局より説明いたしますが、平成30年1月に設立予定の新たな一部事務組合設立までは、神崎市、吉野ヶ里町からそれぞれ事務の委託を受け、新たな枠組みでの環境影響評価等の業務を当事務組合で実施していくこととしております。

それでは、提案理由の説明を行います。今回、提案しております議案は、お手元にお配りしております議案第5号から議案第7号までの3件でございます。まず、議案第5号と議案第6号は、神崎市と吉野ヶ里町から次期ごみ処理施設の建設に関する事務の委託を受けるため、当該事務の委託に関する規約を協議することについて議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第7号「平成28年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計補正予算（第1号）」につきましては、歳入歳出それぞれ176万8千円を追加、一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ20億9,493万9千円とするものでございます。主なものとしては、神崎市、吉野ヶ里町からの受託事業収入、合わせて1,505万4千円を新たに計上するとともに、鳥栖市、上峰町、みやき町からの負担金につきましては関係市町の増により、あわせて1,328万6千円の減額をお願いいたしております。

以上で提案理由の説明を終わります。どうかよろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げます。以上です。

## 中村直人議長

ありがとうございました。



**日程第5 議案第5号 神崎市と鳥栖・三養基西部環境施設組合との間における次期ごみ処理施設の建設に関する事務の委託に関する規約に係る協議について**

**日程第6 議案第6号 吉野ヶ里町と鳥栖・三養基西部環境施設組合との間における次期ごみ処**

## 理施設の建設に関する事務の委託に関する規約に係る協議について

### 中村直人議長

日程第5 議案第5号「神崎市と鳥栖・三養基西部環境施設組合との間における次期ごみ処理施設の建設に関する事務の委託に関する規約に係る協議について」及び日程第6 議案第6号「吉野ヶ里町と鳥栖・三養基西部環境施設組合との間における次期ごみ処理施設の建設に関する事務の委託に関する規約に係る協議について」を、関連がありますので一括議題といたします。

議案の説明を求めます。

### 井上弘孝事務局長

おはようございます。井上でございます。ただ今議題となりました、「議案第5号神崎市と鳥栖・三養基西部環境施設組合との間における次期ごみ処理施設の建設に関する事務の委託に関する規約に係る協議について」及び「議案第6号吉野ヶ里町と鳥栖・三養基西部環境施設組合との間における次期ごみ処理施設の建設に関する事務の委託に関する規約に係る協議について」でございますが、地方自治法第252条の14の規定に基づく地方自治体間の事務の委託に関する協議議案でございます。

まず「佐賀県東部ブロックごみ処理施設建設協議会」の協議経過と結果についてご説明いたします。お手元にお配りしております議案説明資料の1頁をお願いします。別添でお配りしているものでございます。本年2月15日協議会設立後の、本年3月23日開催の第1回協議会でございますが、

一点目に、整備する施設を「エネルギー回収型廃棄物処理施設」及び「マテリアルリサイクル推進施設」とし、循環型社会の形成推進のために、廃棄物発電、それから資源ごみの積極的な回収を目的とした交付金対象事業で実施していくということが確認されたところでございます。

二点目に、施設用地ですけれども、全体施設用地を面積で4.2ヘクタールとすることが確認されました。用地の説明につきましては次の3頁、資料の2をお開きください。まず、北の方に鳥栖市の旧ごみ処理施設がございます。隣接するグラウンドと合わせまして合計で1.3ヘクタールでございます。次に、その北側に、同じく鳥栖市のし尿処理施設がございますが、これが約0.7ヘクタール、次にその西側、左側になりますけれども資源物広場、現在市民の方の資源ごみ回収をされている場所でございますがここが約0.5ヘクタール、それとその北側でございますが鳥栖市の公共下水道の高度処理計画の用地1.7ヘクタールがございます。合計、合わせまして4.2ヘクタールということで方針決定をされたところでございます。

1頁に戻っていただきまして、協議会の経過でございますが、三点目でございます。全体工程の確認をさせてもらっているところでございます。

四点目に、新たに2市3町で組織する一部事務組合を平成30年1月を目処に設立することで確認されております。なお、現在の1市2町で組織する当組合につきましては、現状のまま現事業を継続して行うこととなっております。

五点目でございます。新たに設立する組合の管理者につきましては、ごみ処理施設設置自治体の首長とすることが確認をされたところでございます。

以上の5点が、第1回協議会確認事項ということでございます。

続きまして、4月21日、第2回の協議会でございますが、今後の事業費負担割合の確認をさせていただきます。

まず一点目でございます。建設費の負担につきましては、均等割10%、人口割90%でございます。

二点目につきましては、管理運営費について、同じく均等割10%、ごみの排出割90%とする方針が確認されているところでございます。

三点目は、新たな一部事務組合設立までの間は、当組合で環境影響調査等の事務を行う必要がございます。神崎市及び吉野ヶ里町におきましては、地方自治法に基づく事務委託を行う必要がございますので、その規約の承認でございます。

四点目につきましては、三点目に説明いたしました事務委託に伴う予算案でございます。三点目と四点目につきましては、本日の議題としてお願いしております案件でございます。

五点目の建設地に支払う地域振興費については、今後も継続して協議を進めることになっております。

以上が現在の協議経過と結果ということでございます。今後、こうした協議の取りまとめが終わり次第、覚書等の書面を作成しまして各市町での確認がなされていく予定でございます。

また、神崎市及び吉野ヶ里町におきましては、それぞれの6月定例会におきまして、当組合と次期ごみ処理施設建設に関する事務の委託に関する協議議案並びに事務委託に関する関連の補正予算案が可決されたところでございます。

次に議案のご説明を行います。お手元の議案書の方をお願いいたします。その1頁でございます。

議案第5号「神崎市と鳥栖・三養基西部環境施設組合との間における次期ごみ処理施設の建設に関する事務の委託に関する規約に係る協議について」

地方自治法第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、次期ごみ処理施設の建設に関する事務について、神崎市から委託を受けるため、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、議会の議決を求めるものでございます。次の頁でございますが、事務の委託に関する規約を規定しております。かいつまんで規約の説明をしたいと思います。第2条に委託事務の範囲を規定しておりますが、次期ごみ処理施設建設に関する事務といたしまして、一点目に計画策定及び調査業務に関する事務、二点目に交付金に関する事務、三点目に前各号に掲げる事務に付随する事務としているところでございます。また、第4条でございますが、経費につきましては、「委託事務の管理及び執行に要する経費は、神崎市の負担により鳥栖・三養基西部環境施設組合が支弁するもの」としております。予算につきましては、第5条において、「委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出につきましては、当組合の歳入歳出予算において分別して計上するもの」となっております。

続きまして、4頁でございますが、議案第6号でございます。同じく吉野ヶ里町との事務委託に伴う協議でございます。

以上が、神崎市及び吉野ヶ里町からの事務の委託に関する規約に係る協議でございます。

よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

## 中村直人議長

これより、質疑を行います。

## 藤田昌隆議員

二点質問をいたします。

一点目が、新しい焼却場ができた後ですね、この施設はどうするのか、どういった処置の仕方をするのか。それから二点目、新建設地の真木町の周辺道路整備についてですが、現在皆様もご存知のとおり、非常に鳥南橋を中心に交通量が多く、朝夕の渋滞がひどい状態です。で、今度の焼却場の周辺には新産業集積エリア、それから久留米鳥栖道路のつながり、とまた、1市2町が2市3町になりますので収集車などの通行量の増大、色んなことが重なっているんですよね。そういうことで、私は新施設の周辺については十分な道路整備が必要であると強く思っております。このままされたら大変な事態が起きると思っておりますのでそれについてご答弁をお願いいたします。

## 末安伸之管理者

この施設の跡地活用については、1市2町でどのようにするか検討、協議をしていく予定にしております。現時点のところはまだ神崎市、吉野ヶ里町との負担割合の協議などを優先しております。最終的にはこの跡地活用についても結論を出さなければなりません。以上です。

## 橋本康志副管理者

藤田議員の道路に関する質問にお答えします。ご指摘いただきました道路ですが、中原鳥栖線という県道と鳥栖市の轟木町から衛生処理場に行く処理場線という道路がございます。中原鳥栖線につきましては県において今拡幅工事がなされておまして、また処理場線につきましてはパッカー車の主な搬入・搬出道路となりますことから、今調査費を付けて調査を始めたところです。稼働に向けましてそれぞれの道路の整備を進めてまいりたいと思っておりますし、今後も県との調整をしながら渋滞等のところに目配りができるよう対応していきたいと思っております。

## 藤田昌隆議員

今橋本市長の方から答弁がありましたけれど、予測があまりと私思うんですよね。あまり大きな理由は鳥南橋が2車線なんですよね、あそこは。とんでもない話ですね。おそらく鳥南橋が2車線になっている大きな理由は新産業集積エリア等が全然頭になかった、だから2車線で進められているというような感じを受けます。実際に県の人にも聞きましたら、予測でこれで十分対応ができますと言いますが、とんでもない話ですね。ぜひもう1回ですね、修正まで含めてですね、県との擦りあわせをぜひお願いしたいと強く思います。これは要望でございます、よろしくお願いいたします。

## 中村直人議長

ほかにごございませんか。

質疑を終わります。

本案は、討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第5号及び議案第6号の2件を一括して採決します。原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議案第5号「神崎市と鳥栖・三養基西部環境施設組合との間における次期ごみ処理施設の建設に関する事務の委託に関する規約に係る協議について」及び議案第6号「吉野ヶ里町と鳥栖・三養基西部環境施設組合との間における次期ごみ処理施設の建設に関する事務の委託に関する規約に係る協議について」は、原案のとおり決しました。



## 日程第7 議案第7号 平成28年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計補正予算(第1号)について

### 中村直人議長

日程第7 議案第7号 平成28年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。議案の説明を求めます。井上事務局長。

### 井上弘孝事務局長

ただ今議題となりました、議案第7号「平成28年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計補正予算(第1号)」についてご説明いたします。別冊となっております平成28年度補正予算書をお願いいたします。まず1枚開いていただきまして1頁をお願いします。

第1条でございますが、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ、176万8千円を追加し、20億9,493万9千円とするものでございます。

2枚開いていただき、4頁をお願いします。上の方でございます。歳入でございますが、款1分担金及び負担金、項1負担金、目1負担金の補正額、△1,328万6千円でございます。当初予算でお願いしておりました1市2町の建設事業負担額から広域化に伴い減額される分でございます。

次に款7諸収入、項3受託事業収入、目1衛生費受託事業収入の1,505万4千円は、神崎市、吉野ヶ里町からの受託事業に対する新たな収入でございます。

続きまして、歳出でございます。5頁をお願いします。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の補正額、△2,636万3千円のうち節3職員手当等△218万4千円と節19負担金補助及び交付金、△2,417万9千円は、予算の組み替えによるもので、建設対策室の派遣職員3名分をそのまま総務費から衛生費に組み替えたものでございます。

次に、款3衛生費、項1清掃費、目4施設建設費、補正前2,538万8千円、今回の補正をお願いしております補正額、2,813万1千円、計の5,351万9千円でございます。これにつきましては、節3職員手当等は総務費からの組み替え、節4共済費19万9千円と節7賃金119万5千円は、建設対策室の臨時職員の雇用費用でございます。節11需用費10万円及び節14使用料及び賃借料の27万4千円は、建設対策のための事務経費でございます。

次に6頁をお願いします。節19負担金補助及び交付金2,417万9千円は総務費からの組み替えによ

るものでございます。

次に2市3町の建設事業費負担算定についてご説明します。

議案説明資料を再度お願いしたいと思います。最後の5頁になります。次期施設建設事業予算を記載しておりますが、下の表でご説明します。平成28年度の施設建設事業費は、第1回補正後の総額で5,351万9千円となります。また特定財源として国からの交付金633万3千円は、既に当組合の当初予算で計上しておりますので、その額を差し引いた、4,718万6千円がそれぞれの2市3町でご負担いただく次期ごみ処理施設建設負担額ということになります。負担割合につきましては、当組合に所属しております1市2町におきまして当組合同規約に基づく建設費負担割合、それから神崎市、吉野ヶ里町におきましては議決をお願いいたしました事務委託に関する協定に基づき、均等割10%、人口割90%でお願いしておりますので平成28年度建設事業の負担額は、表でいきますと右から3枠目の負担金額Fの欄に記載している額となります。

鳥栖市、上峰町、みやき町におきましては、既に当初予算の中で建設事業費分を計上いただいておりますので、その差引額が今回補正額Hの欄となります。

以上平成28年度一般会計補正予算（第1号）につきましての説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

#### **中村直人議長**

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わります。本案は、討論を省略して直ちに採決を行います。議案第7号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第7号平成28年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決しました。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これにて、平成28年7月鳥栖・三養基西部環境施設組合議会臨時会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

**午前10時30分 閉会**

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 中村直人

議 員 藤田昌隆

議 員 大石安弘